

○ 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）</p> <p>第三十条の十八 令第十二条の五第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 暗号資産等の信託（暗号資産若しくは暗号資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第四百四十六条の三第二項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。第三十三条第一項第五号において同じ。）を含む信託財産の管理若しくは処分を行う信託又は信託財産の管理若しくは処分において暗号資産関連デリバティブ取引（同令第二百二十三条第一項第三十五号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。）を行う信託をいう。以下同じ。）を内容とする特定信託契約について広告等をする場合にあつては、次に掲げる事項</p> <p>「イ・ロ 略」</p> <p>（禁止行為）</p> <p>第三十条の二十六 準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p>	<p>（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）</p> <p>第三十条の十八 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 暗号資産等の信託（信託財産の管理又は処分において、暗号資産及び暗号資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第四百四十六条の三第二項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。第三十三条第一項第五号において同じ。）を含む財産の信託並びに暗号資産関連デリバティブ取引（同令第二百二十三条第一項第三十五号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。）を行う信託をいう。以下同じ。）を内容とする特定信託契約について広告等をする場合にあつては、次に掲げる事項</p> <p>「イ・ロ 同上」</p> <p>（禁止行為）</p> <p>第三十条の二十六 「同上」</p>

〔一〇三 略〕

四 暗号資産等の信託を内容とする特定信託契約の締結若しくはその勧誘をするに際し、又はその行う当該特定信託契約の締結の業務に関して広告等をするに際し、顧客（金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいい、暗号資産に関する金融商品取引行為（同条に規定する金融商品取引行為をいう。）を業として行う者に限る。）及び暗号資産交換業者等（資金決済に関する法律第二条第八項に規定する暗号資産交換業者又は同条第九項に規定する外国暗号資産交換業者をいう。）を除く。次号において同じ。）に対し、裏付けとなる合理的な根拠を示さないで、第三十条の二十第四号及び第六号イからホまでに掲げる事項に関する表示をする行為

〔五・六 略〕

（信託財産状況報告書の記載事項等）

第三十七条 法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書（以下この条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、第十五号から第十七号まで及び第七項本文に掲げる事項については、受益者が特定投資家である場合又は当該報告書が委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（これらの者が令第二条第一項各号に掲げる者である場合に限る。）のみの指図により信託財産の管理若し

〔一〇三 同上〕

四 暗号資産等の信託を内容とする特定信託契約の締結若しくはその勧誘をするに際し、又はその行う当該特定信託契約の締結の業務に関して広告等をするに際し、顧客（金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいい、暗号資産に関する金融商品取引行為（同条に規定する金融商品取引行為をいう。）を業として行う者に限る。）及び暗号資産交換業者等（資金決済に関する法律第二条第八項に規定する暗号資産交換業者又は同条第九項に規定する外国暗号資産交換業者をいう。）を除く。次号において同じ。）に対し、裏付けとなる合理的な根拠を示さないで、第三十条の二十第六号イからホまでに掲げる事項に関する表示をする行為

〔五・六 同上〕

（信託財産状況報告書の記載事項等）

第三十七条 法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書（以下この条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、第十五号から第十七号まで及び第七項本文に掲げる事項については、受益者が特定投資家である場合又は当該報告書が委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者が令第二条第一項各号に掲げる者である場合に限

くは処分が行われる信託若しくは第三十条の二第一項各号（第二号を除く。）に掲げる信託契約に係るものである場合は、この限りでない。

〔一〇十七 略〕

〔二〇七 略〕

（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項）

第四十条 「略」

〔二〇十 略〕

11 信託会社は、前項の規定によるほか、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由に起因して、法第二十八条第三項の規定により信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを分別して管理する信託財産に属する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等で顧客に対して負担する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の管理に関する債務の全部を履行することができない場合における当該債務の履行に関する方針（当該債務を履行するために必要な対応及びそれを実施する時期を含む。）を定めて公表し、かつ、実施するための措置を講ずるものとする。

〔12・13 略〕

る。）のみの指図により信託財産の管理若しくは処分が行われる信託若しくは第三十条の二第一項各号（第二号を除く。）に掲げる信託に係るものである場合は、この限りでない。

〔一〇十七 同上〕

〔二〇七 同上〕

（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項）

第四十条 「同上」

〔二〇十 同上〕

11 信託会社は、前項の規定によるほか、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由に起因して、法第二十八条第三項の規定により信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを分別して管理する信託財産に属する暗号資産、電子記録移転有価証券表示権利等で顧客に対して負担する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の管理に関する債務の全部を履行することができない場合における当該債務の履行に関する方針（当該債務を履行するために必要な対応及びそれを実施する時期を含む。）を定めて公表し、かつ、実施するための措置を講ずるものとする。

〔12・13 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。